

# 越前市デマンド交通実証実験システム導入業務委託仕様書

## 1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、越前市（以下「発注者」という。）が委託する「越前市デマンド交通実証実験システム導入業務」（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) 本仕様書に定めのない事項は、越前市設計業務等委託契約約款（第34条と第36条、及び第40条を除く。）によるほか、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

## 2 業務目的

本市では南北に鉄道軸が通っており、東西に路線バスや市民バスが走っている。これらにタクシー等も加えた様々な交通手段の組み合わせで目的地への移動を提供している。また、令和6年春には広域交通の拠点となる北陸新幹線越前たけふ駅が開業を迎えるが、本市の魅力向上の起爆剤として期待されている。

しかし、人口減少社会や少子高齢化の進展などにより、地域の公共交通を取り巻く環境は、近年大きく様変わりしている。このような中、地域の拠点を繋げることで、地域の個性を活かした魅力を向上するとともに、過度な負担を生じない、将来にわたって持続可能な公共交通の維持・確保を図る必要がある。

これらの課題の解決にむけて、より多様な交通手段の組合せを生み出すための新たな交通手段として、AIを活用した予約・配車システム（以下「本システム」という。）を導入しデマンド交通の実証実験を行う。

## 3 契約期間

本業務の契約期間は契約締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。

## 4 業務内容

### (1) システムの設計・構築業務

- ・システムの設計については、「5 システム要件」及び「7 運行概要」を基に、本市担当者との打ち合わせにより決定すること。
- ・システムはクラウドシステムとして、本市の情報セキュリティポリシーを遵守し構築すること。
- ・提供するデータセンターの場所を、日本国内とすること
- ・履行期限は令和5年9月29日（金）までとする。

### (2) システム保守・運用業務

- ・本システムが正常に稼働するよう、保守管理を行うこと。
- ・本市担当者及び運行事業者からのシステム障害、端末故障等に関する問い合わせの対応を行うこと。
- ・システム障害等が発生した場合は、速やかに復旧の措置を講じること。

### (3) システム操作説明等業務

- ・本市担当者に対し、利用者向けと運行事業者向け、及び管理者（越前市）向けのシステム操作説明及びサービスの利用方法等の説明・指導を行うこと。

- ・運行事業者に対し、利用者向けと運行事業者向けのシステム操作説明及びサービスの利用方法等の説明・指導を行うこと。
- ・利用者（地域住民）に対し、システム操作説明及びサービスの利用方法等の説明を行うこと。（対象は北日野地区、北新庄地区、味真野地区、栗田部地区、岡本地区の5地区とし、説明会は各地区50名程度を想定している。また、各地区3回の開催で計15回を想定している。）

#### （4）停留所設置業務

- ・指定された箇所に停留所を設置する。停留所については、別紙停留所一覧のとおり（停留所の位置については、地域と協議中のため変更の可能性がある）。なお、停留所の表示・設置方法等については、発注者と受注者で協議の上、決定する。
- ・履行期限は令和5年9月29日（金）までとする。

#### （5）停留所マップ作成業務

- ・利用者が分かりやすいよう、停留所のマップやデマンド交通の利用方法を記したリーフレットを作成すること。
- ・履行期限は令和5年9月22日（金）までとする。

#### （6）会員登録等業務

- ・利用者登録制とし、申込用紙やWEBページ等から利用者情報を登録後にデマンド交通を利用できるようにすること。そのための申込用紙の作成や、WEBページやアプリケーション等での登録フォームの作成、申込用紙での利用者登録希望者の利用者登録を行うこと。利用者を管理する上で、会員証の作成が必要な場合は、会員証の作成・郵送を行うこと。必要な登録情報や会員証の作成については、発注者と受注者が協議し決定する。

## 5 システム等要件

運行に必要なシステム等要件は次のとおりとする。

### （1）基本要件

- ・利用者からの予約に対し、AIを用いて、リアルタイムに最適な運行経路・スケジュールを作成し、運行事業者に情報を配信できること。【必須】
- ・登録可能利用者数の上限がないこと。【必須】
- ・利用者・運行事業者・管理者（越前市）とも、本システム利用時にはユーザーをID等で区分できること。【必須】
- ・実証実験の状況次第では、曜日の変更やエリアの拡大、次年度以降の継続利用（別途契約）等の可能性があるため、各種設定の変更に対応すること。【必須】

### （2）利用者向けシステム要件

- ・WEBページやアプリケーション等のなかで、利用者が利用者登録、利用予約、利用者情報の編集等を行えること【必須】
- ・WEBページの場合は、Internet Explorer、Google Chrome、Safari等のブラウザに対応すること。アプリケーションの場合は、iOS、Android等での利用に対応すること。【必須】
- ・利用予約時に、乗車希望場所、降車希望場所、乗車人数、乗車または降車希望日時を指定できること。【必須】

- ・利用予約時に、乗降ポイントをキーワード検索及び地図上から選択できること。
  - ・利用確定前に、乗車時刻及び降車時刻を提示できること。【必須】
  - ・予約者が、最新の乗車スケジュールを確認できること。【必須】
  - ・問合せ先情報（運行事業者及び本市担当課）を表示できること。【必須】
  - ・実証実験エリアをまたいだ移動希望の場合は、道の駅越前たけふで乗継ぐこととし、予約は1回で完了できること。
  - ・現在地の最寄りの停留所を画面表示できること。
  - ・希望乗車時間の残りの座席数を確認することができる。
- (3) 運行事業者向けシステム要件
- ・運行車両内にて運転手が、予約情報・経路等を確認するためのWEBページやアプリケーション等を備えること。【必須】
  - ・WEBページやアプリケーション等を使用するための車載端末を用意すること。【必須】
  - ・車載端末がサーバーと通信するための通信回線を用意すること。【必須】
  - ・通信回線は、通信量による速度制限などにより、運行に支障が出ないように配慮すること。【必須】
  - ・乗降ポイントの走行順を表示できること。【必須】
  - ・地図上で運行経路を確認できること。【必須】
  - ・現在の車両位置が表示できること。【必須】
- (4) 管理者向けシステム要件
- ・管理者（越前市）が、システム管理のために使用するWEBページやアプリケーション等を備えること。【必須】
  - ・管理者（越前市）及び運行事業者がWEBページやアプリケーション等を利用できる環境を整えること。【必須】
  - ・運行区域・運行日や時間帯・運行車両・乗降ポイント等の運行に関する情報を閲覧・登録・編集・削除できること。【必須】
  - ・利用者情報の閲覧・登録・編集・削除ができること。【必須】
  - ・車両の現在位置・利用者の乗車状況等の運行状況がリアルタイムに確認できること。【必須】
  - ・運行実績（発着地情報等）の情報が閲覧でき、CSV形式等で出力できること。【必須】
- (5) その他要件
- ・WEBページやアプリケーション等からだけでなく、電話予約も受け付けることとし、予約電話を受け付けるコールセンター等の受付拠点を設置し、当該受付拠点から利用予約入力ができること【必須】
  - ・電話予約をした利用者が、電話等で最新の乗車スケジュールを確認できること。【必須】
  - ・利用者登録制とし、申込用紙やWEBページ等から利用者情報を登録後にデマンド交通を利用できるようにすること。そのための申込用紙の作成や、WEBページやアプリケーション等での登録フォームの作成、申込用紙での利用者登録希望者の利用者登録を行うこと。利用者を管理する上で、会員証の作成が必要な場合は、会員

証の作成・郵送を行うこと。必要な登録情報や会員証の作成については、発注者と受注者が協議し決定する。【必須】

## 6 実績要件

本システムと同様のシステム導入業務について、令和2年度以降の履行実績があること。

## 7 運行概要

運行概要については、次の(1)～(11)とおおり。ただし、現時点での予定であり、今後変更となる可能性があるため、変更時の対応については本市と協議の上決定するものとする。

### (1) 運行方法

WEBページやアプリケーション等からの予約、もしくはコールセンター等への電話予約によるデマンド運行（停留所方式区域運行）

### (2) 運行期間

令和5年10月16日（月）～令和6年3月12日（火）（予定）

（新幹線開業までを想定しているため、日程の変更の可能性がある。また、期間満了後も継続する可能性がある。）

### (3) 運行日

- ・毎週月・火曜日（祝日でも運行）・・・期間中40日間
- ・毎月第4土・日曜日（令和6年3月は第2土・日曜日）・・・期間中12日間
- ・12月29日～1月3日は平日、土日祝日問わず運休

### (4) 運行時間

8時～17時

### (5) 予約期間と予約できる日

予約期間：令和5年10月9日（月祝）～令和6年3月12日（火）

予約できる日

- ・WEBページやアプリケーション等

期間中毎日

- ・電話（コールセンター等）

期間中の毎週日・月・火曜日（祝日でも予約可能）・・・期間中65日間

期間中の毎月第4土曜日（3月は第2土曜日）・・・期間中6日間

### (6) 予約できる時間

- ・WEBページやアプリケーション等

24時間

※乗車希望の1週間前から2時間前までに予約

- ・電話（コールセンター等）

9時～16時

※乗車希望の1週間前から2時間前までに予約。8時～9時の運行については、前日までの予約受付とする。

(7) エリア

- ・エリアAとエリアBで運行（別紙運行エリア図）  
エリアA 北日野・北新庄地区（東地区と西地区の一部を含む）  
エリアB 味真野・栗田部・岡本地区
- ・エリアをまたいで移動する場合は、道の駅越前たけふで乗り継ぐ

(8) 停留所

別紙停留所一覧のとおり（地域と協議中のため変更の可能性がある）  
道の駅越前たけふと横市町・武生楽市前の2箇所をエリアAとエリアBの双方から利用できる共通の停留所とする。

(9) 運行事業者

本市が8月中旬までに決定する予定

(10) 車両

- ・運行事業者が準備するジャンボタクシー（10人乗り）3台  
うち運行するのは1エリアにつき1台の計2台（1台は予備車両）
- ・どの車両がどのエリアを運行するかは未定のため、車両3台がいずれのエリアも運行できるよう設定すること
- ・車両のラッピングについては、その方法等について発注者、受注者が協議の上決定するものとする。

(11) 運賃

- ・金額は下記表のとおり。
- ・支払いは現金のみ。
- ・同一エリア内の移動の場合、運賃の支払いは目的停留所に到着した際に現金にて支払うこととする。乗継した場合、運賃の支払いは乗継拠点で降車する際に、乗継運賃を支払う。

種別	同一エリア運賃	乗継運賃
一般	400円	600円
75歳以上	200円	300円
小中高生		
障がい者（介護者含む）		
運転免許自主返納者		
幼児・乳児	無料	無料

8 納品物

以下の納品物を本市が指定する場所に、紙及び電子データで納品すること。

- (1) システム設定書
- (2) 保守・運用体制図
- (3) 利用者向け操作手順書
- (4) 運行事業者向け運用手順書
- (5) 管理者（越前市）向け運用手順書
- (6) 説明会資料

- (7) 停留所マップ（予約マニュアルやデマンド交通利用方法マニュアルを含む）
- (8) その他本市が必要と判断したもの

## 9 その他

- (1) 受注者は、本業務を円滑に遂行するため、本市担当者と連絡調整を密にし、必要に応じて適宜打合せを行うこと。
- (2) 本業務遂行中に受注者が第三者に損害を与えた場合には、速やかに本市に連絡すること。また、その場合の損害賠償責任は受注者が負うこと。
- (3) 本業務により知り得た内容、結果及び個人情報等を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。また、業務履行後も同様とする。別途、秘密保持契約を取り交わすものとする。
- (4) 受注者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。業務の一部を再委託する場合には、再委託予定先の会社概要、再委託の業務内容及び業務管理体制等を記載した書面を本市に提出し、承認を得ること。
- (5) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市との協議により定めるものとする。

以上